

# 森林整備事業による補助の内容

森林を育成し健全な状態に保つ以下の作業に対して、国と都道府県による補助制度が設けられています。

## 植付け(人工造林)

伐採跡地などに新たに森林を造るために、苗木の植付けを行います。植付けの前には、必要に応じて伐採した後の枝葉やササ等の整理を行います。



### 補助の対象

- 植付けの準備を行うために林地の整理を行う 地拵ごしらえ
- 苗木の植付け、種子の播き付け
- 苗木代
- 補植(1,500本/ha以下の植栽地で枯損が生じた場合等) 等

## 下刈り

苗木を植付けた後の数年間は、周りの雑草木の成長が盛んで、植付けた木(植栽木)への日当たりが悪くなり生育が阻害される場合があります。また、つるが巻き付いて植栽木の幹を締め付けてしまうこともあります。

これらの障害から植栽木を守るために、雑草木を刈り払う作業を行います。



### 補助の対象

- 雑草木の除去 等

## 除伐

下刈りが終了した後、数年すると、植栽木以外の木が大きくなって、植栽木の生育を阻害することがあります。このような木を伐るとともに、植栽木の中で曲がったり、成長が悪い木を伐る作業を行います。



### 補助の対象

- 不用木の除去 等

## 保育間伐・間伐

植栽木がさらに成長していくと、植栽木同士がそれぞれの生育を阻害するようになるため、抜き伐りをして、本数を調整する作業を行います。



### 補助の対象

- 不良木の抜き伐り
- 伐採木の搬出(間伐の場合のみ) 等

## 更新伐

人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善を目的として、抜き伐りや群状伐採等の作業を行います。

### 補助の対象

- 不良木の抜き伐り
- 支障木等の伐倒
- 伐採木の搬出 等



## 鳥獣被害対策、荒廃竹林整備など

植付けや間伐等の実施に合わせて、シカなどの野生鳥獣の被害から植栽木を守るための防護柵の設置・改良や、森林に侵入しつつある竹林の整備などを行います。

### 補助の対象

- 鳥獣害防止施設等の整備
- 荒廃した竹林の整備
- 林床の保全整備 等



## 路網整備

森林の状況や地形傾斜等に応じて林道や森林作業道を組み合わせた路網整備を推進します。

### 補助の対象

- 森林整備の骨格となる林道の開設・改良
- 間伐等と一体として行う森林作業道の開設・改良 等



- ※ このほかに、雪のために倒れた植栽木を引き起こす「雪起こし」なども補助対象です。
- ※ 補助制度の具体的内容については都道府県担当課へお問い合わせください。

# 補助を受けるために必要な手続き

補助を受けようとする森林所有者、森林経営計画作成者等の事業主体は、都道府県の出先機関に補助金交付申請を行います。

